

第2次千葉県青少年総合プランの概要

はじめに(策定趣旨)

第1次千葉県青少年総合プラン(平成24年度～26年度)を継承しつつ、多様化・複雑化する子ども・若者問題に的確に対応し、社会全体で子ども・若者の成長を支える社会づくりを実現する。

※「子ども・若者育成支援推進法」に基づく都道府県子ども・若者計画 ※計画期間:平成27年度～29年度

第1章 基本的な考え方

1 本県の人口問題と子ども・若者を取り巻く環境の変化

人口減少時代に入り、少子化・核家族化が進行し、子ども・若者を取り巻く環境が変化。

2 基本的な視点

- 子ども・若者が活き活きと、幸せに生きていく力を身につける
- 困難を抱える子ども・若者やその家族の問題を解消する
- 地域において、子ども・若者を守り育てる多様な担い手が育つ

3 3つの柱

- Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援
- IIの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護
- IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

4 体系

3つの柱を推進するため、6つの基本目標、12の基本方策を定める。
(第1次プランを継承。別紙「第2次千葉県青少年総合プラン施策体系図」参照)

5 重点方策

以下の点に留意して6つの重点方策を設定する。

- ・日常生活能力や確かな学力の向上、多様な体験活動を通じた自己形成の確立
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた、子ども・若者の主体的なボランティア活動への参加促進
- ・いじめやニート・ひきこもり、不登校など、困難な状況にある子ども・若者への更なる支援
- ・過去最悪となった子どもの貧困問題に関する総合的な対策
- ・少年の再犯率の増加や振り込め詐欺検挙人員の急増、危険ドラッグ問題への対応
- ・スマートフォンの普及に伴うネットトラブルやネットいじめなど、情報化社会への対応

これらの課題解決のため、次の6つの方策を第2次プランの重点方策とする。

- ・「日常生活能力」と「学力」の向上、「多様な活動機会」の確保〔継続〕
- ・社会形成への参画支援・社会参加の促進〔新規〕
- ・困難な状況や、特に配慮を要する子ども・親への支援〔継続〕
- ・子どもの貧困問題への対応と経済的支援〔新規〕
- ・非行・犯罪防止と立ち直り支援〔継続〕
- ・子どもを守る環境の整備と情報化社会への対応〔継続〕

第2章 これまでの取組と今後の施策展開

これまでの取組や課題を踏まえ、以下の方向性で施策を展開していく。(主な施策は別紙のとおり)

Iの柱 子ども・若者の健やかな成長と自己形成・社会参画支援

- 自己形成支援、健康と安心の確保
道徳教育の推進／基本的な生活習慣の形成／確かな学力の向上／社会の一員として必要な力を育む教育の推進 等
- 社会形成・社会参加支援、職業的自立・就労支援
ボランティア活動への参加促進／2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた人づくり／グローバル人材の育成／若者の就労支援とキャリア教育の推進 等

IIの柱 困難を抱える子ども・若者の支援・被害防止・保護

- 困難な状況ごとの支援
いじめ防止対策の推進／ニート・ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援／障害のある子ども・若者への支援／子どもの貧困問題への対応 等
- 非行・被害防止・保護
少年による非行・犯罪の防止と立ち直り支援／薬物乱用防止(危険ドラッグ対策を含む)／児童虐待の防止 等

IIIの柱 子ども・若者の成長を支える地域・社会づくり

- 地域社会の連携の強化
家庭教育力の向上／地域の教育力の向上／青少年育成活動の担い手となる人材の育成 等
- 社会環境の見直しと整備
スマートフォン・インターネット等情報化社会への対応／ワーク・ライフ・バランスの推進／女性の活躍促進 等

第3章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

(1) 県における推進体制 (2) 千葉県青少年問題協議会 (3) 市町村、(公財)千葉県青少年協会、民間機関等との連携・協力

2 進行管理・評価

毎年度、本プランの進捗及び実施状況を把握し、評価を行う。